

# 焼却残渣運搬業務委託仕様書

## 1 目的

本仕様書は、発注者：尾鷲市（以下「甲」という。）が受注者（以下「乙」という。）に委託する尾鷲市より排出される一般廃棄物（焼却残渣）の運搬業務を円滑に実施するため、その仕様を定め、適正な運営を図ることを目的とする。

## 2 関係法令の遵守

乙は、この業務の実施にあたり、次の関係法令等を遵守しなければならない。

- (1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- (2) 労働安全衛生規則
- (3) その他関係法令

## 3 一般事項

- (1) 本仕様書は、本業務委託の基本的な内容を示すものであり、本仕様書に明記されていない事項であっても目的達成上当然必要と思われるものについては、本仕様書記載の有無にかかわらず乙の責任において実施するものとする。
- (2) 本委託は、本仕様書の他、甲の提供する資料に基づき業務を実施しなければならない。

## 4 廃棄物の種類等

廃棄物の委託搬出場所、種類、名称、発生数量は次のとおりとする

- (1) 搬出場所：尾鷲市清掃工場（所在地：三重県尾鷲市大字南浦字中村地内）
- (2) 種類：一般廃棄物
- (3) 名称：焼却残渣（ばい塵を含む混合灰）
- (4) 見込搬出量：1か年 約500 t 見込み。

## 5 委託内容

甲が乙に委託する業務内容は次のとおりとする。

- (1) 乙は、当該廃棄物の積込後の整地を行う作業が必要なため、労働安全衛生規則（別添参照）の作業従事者が行うものとする。
- (2) 乙は、当該廃棄物の運搬にあたり廃棄物の処理及び清掃に関する法律等に準拠し、安全・適切に処理業者へ運搬を行うものとする。
- (3) 乙は、当該廃棄物を処理先業者の指示に従い積み下ろし業務を行うものとする。

## 6 履行期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。

## 7 作業実施要領

乙は、次の要領によりこの業務にあたらなければならない。

- (1) 甲は、当該廃棄物の収集運搬の実施を管理するため、当該廃棄物の搬出の都度、一般廃棄物管理票を使用し、乙は当該業務の終了後、速やかに一般廃棄物管理票を甲に返却しなければならない。
- (2) 乙は本業務を行うにあたっては、施設維持管理上の基準等、廃棄物処理法の規定を遵守すること。また、施設周辺地域の生活環境の保全について適正な配慮をすること。
- (3) その他甲の指示によること。

## 8 事故時の措置

乙は、廃棄物が飛散し、流出し、又は地下に浸透した場合は、人の健康又は生活環境に係る被害を防止するために必要な環境省令で定める措置を講じなければならない。

## 9 業務管理

### (1) 運搬量の確認

当該廃棄物の運搬量の確認は、本市、焼却残渣処分業務委託事業者の計量器で計量した量により行うものとする。この場合、計量法に基づく計量器である証明書の写しを甲に提出するものとする。(数量については10kg単位とする。)

### (2) 業務委託実施報告書

乙は、実施した業務内容を毎月に業務委託実施報告書により翌月10日までに報告しなければならない。

### (3) 安全教育の徹底

乙は、事故防止のために従業員に安全教育の徹底を図るとともに業務委託の公共性を認識し、円滑な業務の遂行を確保するように努めること。また、従業員には、責任をもって業務にあたるよう指導しなければならない。

- ア 安全衛生に関する事。
- イ 交通事故防止に関する事。
- ウ 災害及び災害防止に関する事。

(4) 服装及び言動

業務従事者は、甲の承認を得た衣服を着用するとともに、公共サービスの従事者にふさわしい言動につとめなければならない。

(5) 事故報告

乙は、作業中事故等が発生した場合は速やかに甲に報告し、その指示を受けなければならない。

(6) 損害賠償

ア 適正な業務が確保されないものに伴う故障及び事故についてはすべて乙の責任において早急に現状に復するものとし、これに要する費用はすべて乙の負担とする。

イ 乙の過失による火災、盗難、破損、事故等により甲及び第三者に損害を及ぼした場合には、それに係る一切の費用は乙の負担とする。

(7) 秘密の厳守

乙は、業務上知り得た機密事項は第三者に漏らしてはならない。

## 10 負担区分

この業務に要する車両、用具、燃料等は、すべて乙の負担とする。

## 11 契約の解除

契約条項に定める他、乙が廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条第1・2・3号の基準に適合しなくなったとき。

## 12 委託料の支払い

委託料の支払いについては、毎月の実績に応じて毎月に支払うものとする。

また、委託料の算出については、毎月の各運搬量に契約単価（円）および消費税を乗じて算出するものとし、算出額の1円未満は切り捨てるものとする。

## 13 疑義について

本仕様書について疑義が生じたときは、甲と乙が協議のうえ定めるものとする。

## 別記「個人情報取扱特記事項」

### (基本事項)

- 1 この契約により尾鷲市（以下「甲」という。）から業務の委託を受けた者（以下「乙」という。）は、この契約による業務を履行するに当たり、個人情報を取り扱う際には、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないようにしなければならない。

### (秘密保持)

- 2 乙は、この契約による業務に従事する者に対し、在職中及び退職後においても、この契約による業務に係る個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当に使用してはならないことその他個人情報の保護に関する必要な事項を周知しなければならない。
- 3 前項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

### (委託目的以外の使用等の禁止)

- 4 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務に係る個人情報を当該業務の目的以外に使用し、又は第三者に提供してはならない。

### (複写及び複製の禁止)

- 5 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務に係る個人情報を複写し、又は複製してはならない。

### (個人情報の返還又は処分)

- 6 乙は、この契約が終了し、又は解除されたときは、この契約による業務に係る個人情報を、速やかに甲に返還し、又は漏えいを来さない方法で確実に処分しなければならない。

### (個人情報の取扱いについての検査)

- 7 甲は、乙のこの契約による業務に係る個人情報の取扱いについて、隨時に検査をすることができる。

### (事故発生時の報告義務)

- 8 乙は、この個人情報特記事項に違反する事態が生じ、又は生じる恐れがあることを知ったときは、速やかに、甲に報告し、その指示に従わなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

### (厳重な保管及び搬送)

- 9 乙は、この契約による業務に係る個人情報の漏えい、改ざん、滅失その他の事故を防止するため、個人情報の厳重な保管及び搬送に努めなければならない。

### (その他)

- 10 乙は、前1項から9項に掲げるもののほか、個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。